

資料 2

諮問

環境影響評価法及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の改正に伴う福岡県環境影響評価条例の改正について

7 自 第 号
令和 年 月 日

福岡県環境審議会会長 殿

福 岡 県 知 事
(環境部自然環境課)

環境影響評価法及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の改正に伴う福岡県環境影響評価条例の改正について（諮問）

標記について、下記のとおり諮問します。

記

○ 諮問理由

県では、平成11年6月の環境影響評価法（以下「アセス法」という。）の施行後、同年12月に福岡県環境影響評価条例（以下「アセス条例」という。）を施行するなど、アセス法とアセス条例の一体的な運用により環境影響評価制度を実施してきた。

本年6月、別紙の1及び2のとおり、アセス法の改正によって、工作物の建替事業に対する環境影響評価手続の見直し等が図られるとともに、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の改正により、促進区域内海域等において海洋再生可能エネルギー発電事業を行う事業者に対して、アセス法の手続きを一部適用しないこととする特例が規定された。

については、本県における環境影響評価制度がアセス法とアセス条例の一体的な運用により形成されていることに鑑み、条例についても、別紙の3のとおり改正することについて、貴審議会の意見を求めるもの。

環境影響評価法及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用
の促進に関する法律の改正に伴う福岡県環境影響評価条例の改正について

1. 環境影響評価法の改正

- 環境影響評価法における第一種事業として、「ダムの改築」が明記された。
〈改正後の環境影響評価法第2条第2項〉

- 環境影響評価手続きの対象となる既存工作物を除却又は廃止して、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域において当該既存工作物と同種の工作物を新設する事業に係る配慮書（建替配慮書）では、事業実施想定区域に係る周辺の概況などの調査を不要とする一方で、既存事業の環境影響を踏まえて、新設する工作物についての環境配慮の内容を明らかにすることとされた。
〈改正後の環境影響評価法第3条第2項〉

- 環境大臣は、あらかじめ事業者の同意を得た上で、環境影響評価手続において作成した書類（アセス図書）をインターネット等により継続公開することができることとされた。
〈改正後の環境影響評価法第52条〉

2. 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律
の改正

- 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（促進区域）の指定及び排他的経済水域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する者を募集する区域（募集区域）の指定の際に、海洋環境等の保全の観点から、環境大臣が調査等を行うこととされた。
〈改正後の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第10条、第11条及び第32条〉

- これに伴い、促進区域内海域において海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者として選定された者（選定事業者）には環境影響評価法に基づく配慮書及び方法書に係る手続を適用しないこととされた。

〈改正後の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第25条〉

- また、募集区域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者が、経済産業大臣及び国土交通大臣から、設置に係る仮の地位を付与された場合は、当該事業者には環境影響評価法に基づく配慮書手続を適用しないこととされた。

〈改正後の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第33条、第34条及び第35条〉

3. 改正内容

- 1及び2を踏まえ、福岡県環境影響評価条例においても、対象事業としてダムの改築を明記し、建替配慮書に係る規定及びアセス図書の継続公開に係る規定を追加するとともに、促進区域内海域等で海洋再生可能エネルギー発電事業を行う事業者に対してアセス手続の適用を一部除外する規定を追加する。

工作物の建替えの時期を迎える事業に対する環境影響評価手続（アセス手続）の見直しを図るとともに、アセス手続において作成した書類（アセス図書）に含まれる環境情報の活用を進める。

■ 背景

- 環境影響評価法は、事業者自らが事業の実施前に環境保全のための検討をし、よりよい事業計画を作り上げていくためのプロセスを定めた手続法。
- 同法の施行から四半世紀以上が経過し、アセス手続の対象となる**工作物も建替えの時期**を迎える事業が生じている。
- 現行法は、事業の位置や規模が大きく変わらない**建替えに対する規定がなく**、新規事業と同様に、事業位置の検討や周辺環境の調査を課しており、**適正な環境配慮は維持しつつ、合理化することが可能**。
- 現行法に基づく**事業者**によるアセス図書の公表期間は概ね**1か月程度**に限られており、後続事業者における効果的なアセスの実施や近傍の複数の事業による累積的な環境影響の評価に、**既存のアセス図書の情報を十分に活用できない**。

■ 主な改正内容

① 建替事業を対象としたアセス手続の見直し

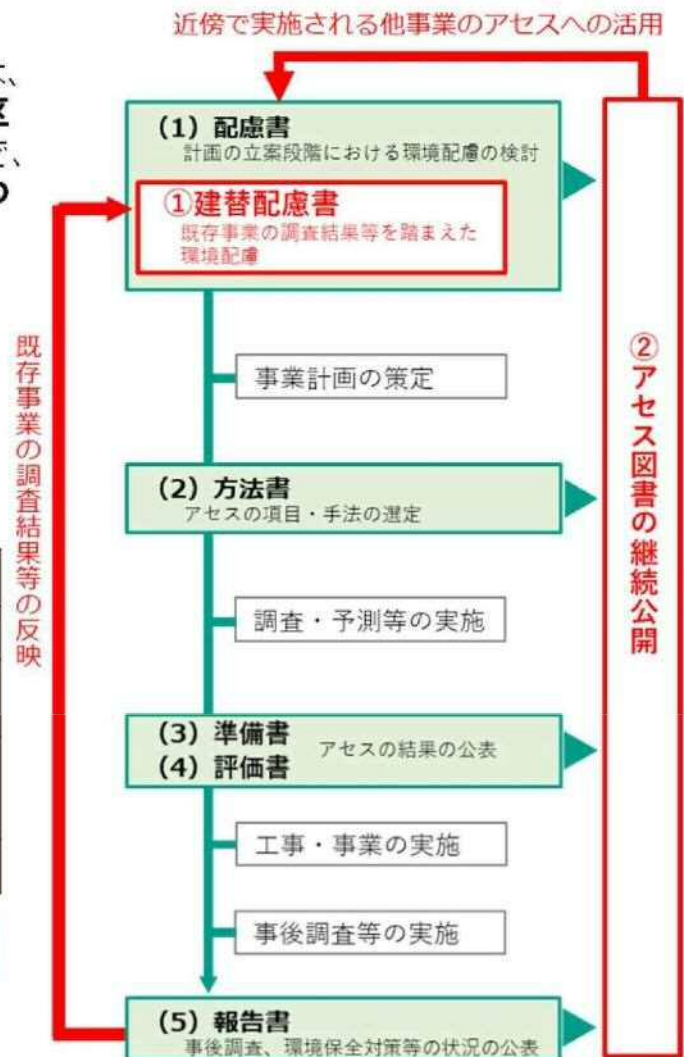
- **建替事業※**に係る配慮書（**建替配慮書**）については、位置が大きく変わらないことから、**事業実施想定区域に係る周囲の概況などの調査を不要とする一方で、既存事業の環境影響を踏まえ、新設する工作物についての環境配慮の内容を明らかにすることとする**。
※既設工作物を除却又は廃止し、同種の工作物同一又は近接した区域に新設する事業。
- **環境大臣等**は、既存事業に伴う懸念事項を含め、**建替配慮書に対する意見を述べることを可能とする**。

建替事業の場合

	現行	改正後
事業概要	○必要	○必要
事業実施想定区域の選定に係る調査・予測・評価	○必要	×不要
工作物に係る環境配慮	○必要	◎必要 (既存事業の環境影響を踏まえ、具体的な環境配慮を記載)
環境大臣意見の提出	○あり	○あり

② アセス図書の継続公開

- 事業者による縦覧期間後においても、**環境大臣がアセス図書**を入手した上で、**インターネットにより継続公開**することを可能とする。



※このほか、平成23年改正において手当てする必要があった法第21条、第41条及び第54条について、規定の修正を行う。

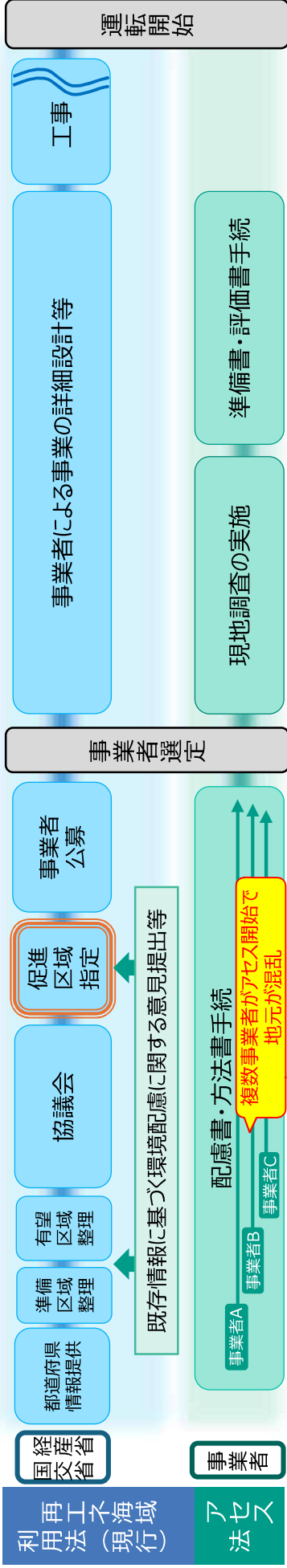
<施行期日> 公布の日から起算して**2年**を超えない範囲で政令で定める日

ただし、◎については公布の日から起算して**1年**を超えない範囲で政令で定める日

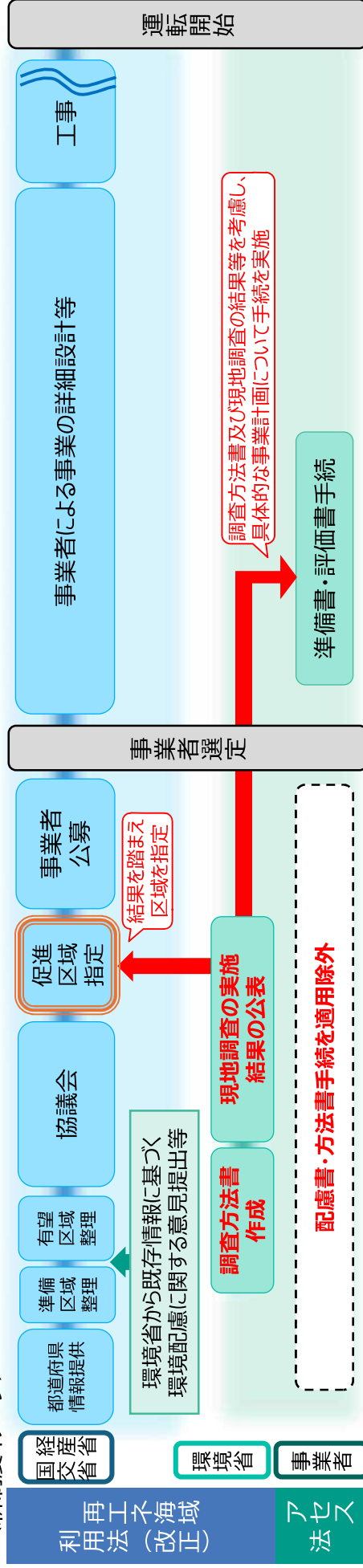
洋上風力発電事業に係る環境配慮イメージ

領海の場合

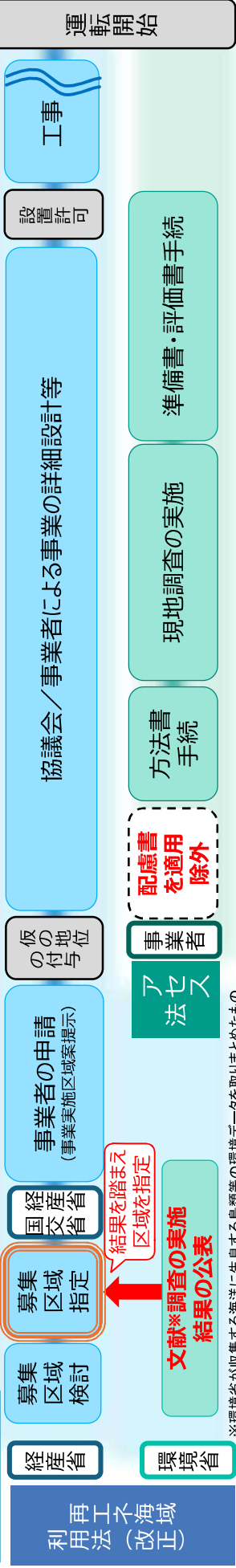
<現行制度イメージ>



<新制度イメージ>



EEZの場合



*環境省が収集する海洋に生息する鳥類等の環境データをとりまとめたもの

改正案	現行
<p>目次 第一章～第九章（略） 第十章 雑則（第四十九条―第六十三条） 附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条（略）</p> <p>第二条（定義）（略）</p> <p>2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>一 次に掲げる事業の種類の内、いずれかに該当する一の事業であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダム及び堰の新築及び改築の事業（以下この号において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの</p> <p>ハクワ（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>目次 第一章～第九章（略） 第十章 雑則（第四十九条―第六十二条） 附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条（略）</p> <p>第二条（定義）（略）</p> <p>2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>一 次に掲げる事業の種類の内、いずれかに該当する一の事業であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築、堰の新築及び改築の事業（以下この号において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの</p> <p>ハクワ（略）</p> <p>二（略）</p>

3 3 5 (略)

第三条 (略)

第二章 方法書の作成前の手続

第一節 配慮書

第三条の二 (略)

(配慮書の作成等)

第三条の三 (略)

2 既存工作物(第二条第二項第一号イからハまで及びチからワまでに掲げる事業に係る工作物であつて現に存するものをいう。以下この項において同じ。)について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域(当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。)において当該既存工作物と同種の工作物(当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。)の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。

一 事業実施想定区域

3 2 当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容 (略)

(配慮書の送付等)

第三条の四 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、これを主

3 3 5 (略)

第三条 (略)

第二章 方法書の作成前の手続

第一節 配慮書

第三条の二 (略)

(配慮書の作成等)

第三条の三 (略)

(新設)

3 2 (略)

(配慮書の送付等)

第三条の四 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、これを主

務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類
(前条第二項の規定により第一種事業を実施しようとする場合に
あつては、同項の規定により作成した配慮書)を公表しなければ
ならない。

2 (略)

第三条の五(第三条の十) (略)

第三章 方法書

(方法書の作成)

第五条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容
を踏まえるとともに、第三条の六の意見が述べられたときはこれ
を勘案して、第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その
他の主務省令で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評
価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)につい
て、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに
主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項(配慮書を作成
していない場合においては、第四号から第六号までに掲げる事項
を除く。)を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」とい
う。)を作成しなければならない。

一(三) (略)

四 第三条の三第一項第四号(対象事業が同条第二項の規定によ
り実施する第一種事業である場合にあっては、同項第二号)に
掲げる事項

五(八) (略)

2 (略)

第六条(第十条) (略)

第六章 評価書

務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類
を公表しなければならない。

2 (略)

第三条の五(第三条の十) (略)

第三章 方法書

(方法書の作成)

第五条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容
を踏まえるとともに、第三条の六の意見が述べられたときはこれ
を勘案して、第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その
他の主務省令で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評
価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)につい
て、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに
主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項(配慮書を作成
していない場合においては、第四号から第六号までに掲げる事項
を除く。)を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」とい
う。)を作成しなければならない。

一(三) (略)

四 第三条の三第一項第四号に掲げる事項

五(八) (略)

2 (略)

第六条(第十条) (略)

第六章 評価書

環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

3 (略)

第十章 雑則

(地方公共団体との連絡)

第四十九条 事業者等(事業者、都市計画決定権者及び港湾管理者をいう。第五十二条において同じ。)は、この法律の規定による公表、公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、関係する地方公共団体と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる。

第五十条・第五十一条 (略)

(環境影響評価に係る書類等の公開)

第五十二条 環境大臣は、事業者等が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ政令で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者等の同意を得なければならない。

一 第三条の四第一項(第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公表 当該公表がされた配慮書

二 第七条(第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公表 当該公表がされた方法書

三 第十六条(第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第四十八条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公表 当該公表がされた準備書

四 第二十七条(第四十条第二項の規定により読み替えて適用す

は「当該港湾計画の決定又は決定後の当該港湾計画の変更を」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

3 (略)

第十章 雑則

(地方公共団体との連絡)

第四十九条 事業者等は、この法律の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、関係する地方公共団体と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる。

第五十条・第五十一条 (略)

(新設)

る場合及び第四十八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた評価書

五 第三十八条の三第一項（第四十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた報告書

第五十三条 (略)

(命令の制定とその経過措置)

第五十四条 第二条第二項又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下この条及び次条第一項において「対象事業等政令」という。）の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（以下「行政指導等」という。）の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類（対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項の決定に当たつて、一又は二以上の事業実施想定区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 第三条の三第一項の配慮書（同条第二項の規定により実施しようとする第一種事業にあつては、同項の規定により作成した配慮書）

二 十一 (略)

2 4 (略)

第五十二条 (略)

(命令の制定とその経過措置)

第五十三条 第二条第二項又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下この条及び次条第一項において「対象事業等政令」という。）の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（以下「行政指導等」という。）の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類（対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項の決定に当たつて、一又は二以上の事業実施想定区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 第三条の三第一項の配慮書

二 十一 (略)

2 4 (略)

設置及び維持管理をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき第十三条第一項の許可（同項第一号に係るものに限る。次項及び第二十四条第三項において同じ。）の申請があつた場合においては、当該許可を与えなければならない。

- 3 公募占用計画の認定がされた場合においては、選定事業者以外の者は、第二十条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の占用の期間内は、第二十条第二項の促進区域内海域の占用の区域については、第十三条第一項の許可の申請をすることができない。

第二十三条（略）

（公募占用計画の認定の取消し）

- 第二十四条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、次に掲げる場合には、公募占用計画の認定を取り消すことができる。

（削る）

- 一 選定事業者が偽りその他不正な手段により公募占用計画の認定を受けたことが判明したとき。
- 二 選定事業者が第二十二条第一項の規定に違反したとき。

2（略）

- 3 第一項の規定により公募占用計画の認定が取り消されたときは、当該公募占用計画の認定に係る認定公募占用計画に基づき与えられた第十三条第一項の許可は、その効力を失う。

（環境影響評価法の特例）

- 第二十五条 選定事業者がその認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二章第一節及び第三章の規定は、適用しない。

置及び維持管理をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき第十条第一項の許可（同項第一号に係るものに限る。次項及び第二十一条第三項において同じ。）の申請があつた場合においては、当該許可を与えなければならない。

- 3 公募占用計画の認定がされた場合においては、選定事業者以外の者は、第十七条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の占用の期間内は、第十七条第二項の促進区域内海域の占用の区域については、第十条第一項の許可の申請をすることができない。

第二十条（略）

（公募占用計画の認定の取消し）

- 第二十一条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、次に掲げる場合には、公募占用計画の認定を取り消すことができる。

- 一 選定事業者が第十九条第一項の規定に違反したとき。
- 二 選定事業者が偽りその他不正な手段により公募占用計画の認定を受けたことが判明したとき。

（新設）

2（略）

- 3 第一項の規定により公募占用計画の認定が取り消されたときは、当該公募占用計画の認定に係る認定公募占用計画に基づき与えられた第十条第一項の許可は、その効力を失う。

（新設）

前項に規定する場合における選定事業者に関する環境影響評価法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十一条第一項</p>	<p>前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配意して第五条第一項第七号に掲げる事項に検討を加え</p>	<p>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「整備法」という。）第十一条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに整備法第十条第四項の海洋環境等調査の結果を考慮して</p>
<p>第十五条</p>	<p>第八条第一項及び第十条第一項、第四項又は第五項の意見</p>	<p>整備法第十一条第四項及び第七項の環境保全意見</p>
<p>第二十一条第一項第一号</p>	<p>同条 地域 第六条第一項の</p>	<p>同条 地域 整備法第十一条第六項の</p>

第二十八條、第二十九條第一項及び第三十條第一項	第七條	第十六條
第二十八條	第五條から	第十一條から

(港灣法の特例)

第二十六條 第十七條第三項第一号に掲げる事項が定められた公募
 占用計画が第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定により認
 定されたときは、当該認定の日に当該事項に係る選定事業者に対
 する港灣法第三十七條第一項の許可があつたものとみなす。

2 | 港灣法第三十八條の二第一項の規定は、選定事業者が第十七條
 第三項第二号に掲げる事項が定められた認定公募占用計画に従つ
 て同号に規定する行為をする場合については、適用しない。

第四節 監督等

第二十七條 (略)

(監督処分)

第二十八條 国土交通大臣は、次に掲げる者に対し、工事その他の
 行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件（以下この条にお
 いて「工作物等」という。）の撤去、移転若しくは改築、工事そ
 の他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害
 を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置
 をとること又は原状の回復（第三項及び第九項において「工作物
 等の撤去等」という。）を命ずることができる。

(港灣法の特例)

第二十二條 第十四條第三項第一号に掲げる事項が定められた公募
 占用計画が第十七條第一項又は第十八條第一項の規定により認定
 されたときは、当該認定の日に当該事項に係る選定事業者に対す
 る港灣法第三十七條第一項の許可があつたものとみなす。

2 | 第十四條第三項第二号に掲げる事項が定められた公募占用計画
 が第十七條第一項又は第十八條第一項の規定により認定されたと
 きは、港灣法第三十八條の二第一項又は第四項の規定による届出
 があつたものとみなす。

第三節 監督等

第二十三條 (略)

(監督処分)

第二十四條 国土交通大臣は、次に掲げる者に対し、工事その他の
 行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件（以下この条にお
 いて「工作物等」という。）の撤去、移転若しくは改築、工事そ
 の他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害
 を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置
 をとること又は原状の回復（第三項及び第九項において「工作物
 等の撤去等」という。）を命ずることができる。

するものとする。

- 3| 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、当該仮許可を受けた者（以下「仮許可事業者」という。）の氏名又は名称、当該仮許可に係る前条第三項第一号及び第二号に掲げる区域（我が国の領海及び内水の海域に係るものを除く。以下「仮許可区域」という。）の位置及び区域、当該仮許可の有効期間その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

（環境影響評価法の特例）

- 第三十五条 仮許可事業者（当該仮許可事業者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備について第三十八条第一項の許可を受けた場合にあつては、当該許可を受けた者。この条及び次条第二項第三号において同じ。）が当該仮許可（当該仮許可事業者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備について第三十八条第一項の許可を受けた場合にあつては、当該許可）に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該仮許可事業者については、環境影響評価法第二章第一節の規定は、適用しない。

第四節 協議会

第三十六条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可をしたときは、当該仮許可に係る仮許可区域を含む海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域ごとに、当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

- 2| 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一| 経済産業大臣及び国土交通大臣

（新設）

（新設）

（新設）